

【重要】ふるさと納税で税額控除を受けるための申請方法について

この度は、北海道和寒町へご寄付を頂き誠にありがとうございます。

さて、ふるさと納税でご寄附をなされた方につきましては、確定申告により翌年度の住民税から控除を受けるか、給与所得者等の確定申告を不要とする方は「ワンストップ特例制度」をご利用いただき、確定申告を行わずに翌年度の住民税から控除を受ける 2 種類をお選びいただくことが出来ます。

～ワンストップ特例制度とは～

確定申告の不要な給与所得者等で、1年間の寄附先が5自治体まででふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み。この制度を利用した場合、控除額のすべてが翌年度の住民税から控除されます。

【ワンストップ特例をご利用する場合】

「ワンストップ特例制度」のご利用を希望なさる方は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をご記入いただき、裏面に記載しております証明書類を添付のうえ平成 29 年 1 月 10 日までに和寒町役場総務課ふるさと納税係までご返送いただきますようお願いいたします。

なお、ふるさと納税以外に確定申告を必要とする方はワンストップ特例制度との併用は出来ませんのでご注意ください。

【確定申告をする場合】

「寄附金受領証明書」及び「寄附金税額控除申告書」をご利用ください。

◇マイナンバー（個人番号）書類の提出

2016 年のマイナンバー（個人番号）導入に伴い、個人番号の記入と確認書類の写しが必要になりました。

不正に税額控除を受けることを防止する為、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを申請書と一緒に郵送することが必須になりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、以下の表の書類を同封してください。

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらも無い人
個人番号確認 の書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票の写し
本人確認 の書類	個人番号カードの表のコピー	以下のいずれかの身分証のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認出来るようにコピーする。	

※その他の番号確認・本人確認については【総務省の WEB サイト】の表をご覧ください。